

総務政策委員会会議録

招 集

令和８年７月２７日（月）午前１０時 議会委員会室

出席委員（９名）

（委員長）森 田 悟 史 （副委員長）加 藤 彰
大 下 哲 治 徳 田 博 文 松 田 真 哉 矢 倉 通 宏
吉 岡 古 都 鷲 尾 一 樹 渡 辺 穰 爾

欠席委員（０名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】長谷川部長 前田参事兼営繕課長兼施設整備担当課長補佐

高浦防災安全監

〔秘書広報課〕幸本課長

〔総務管財課〕足立次長兼課長

〔防災安全課〕山花課長 高田危機管理室長 角地域安全担当主査

〔職員課〕楠課長 久保課長補佐兼人事・給与担当課長補佐

〔財政課〕中本次長兼課長 中村課長補佐兼総括主計員 高木主計員

〔契約検査課〕斎木課長

【総合政策部】西川部長 山浦淀江支所長

〔総合政策課〕松本課長 池田総合戦略室長兼広域行政推進室長

〔まちづくり企画課〕藤堂課長 上場課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐

〔地域振興課〕田中課長 遠藤課長補佐兼地域活動担当課長補佐

蘆川自治振興担当課長補佐

〔淀江振興課〕堀口次長兼課長 東森課長補佐兼地域環境保全・整備担当課長補佐

斎藤振興担当課長補佐

【選挙管理委員会】松竹局長 井上局長補佐兼選挙担当局長補佐

【参考人】陳情第３号 提出者 影山 太一 氏

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 松原議事調査担当主任

傍 聴 者

新井議員 伊藤議員 今城議員 岡田議員 門協議員 田村議員 塚田議員
津田議員 中田議員 錦織議員 西野議員 前島議員 又野議員 三木議員
矢田貝議員 渡邊議員

報道関係者１人 一般２人

審査事件及び結果

議案第７１号 米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
〔原案可決〕

議案第７２号 米子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
〔原案可決〕

- 議案第 7 3 号 米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 陳情第 3 号 米子市議会議員選挙における選挙公報の配布方法の抜本的見直しに関する陳情 [趣旨採択]

報告案件

- ・米子市教育に関する大綱の改定について [総合政策部]
- ・「米子市制施行 100 周年」記念事業の実施に向けた基本的な考え方について [総合政策部]
- ・弓浜地区におけるまちづくり基本構想の策定について [総合政策部]
- ・旧米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）の利活用に関するサウンディング型市場調査の実施について [淀江支所]
- ・株式会社白鳳の経営状況について [淀江支所]

協議案件

- ・閉会中の継続審査について
- ・広報広聴委員の選出について
- ・委員派遣（行政視察）について

〜〜

午前 10 時 00 分 開会

○森田委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、7 月 22 日の本会議で当委員会に付託されました議案 3 件及び陳情 1 件について審査するとともに、5 件の報告を受けます。

初めに、陳情第 3 号、米子市議会議員選挙における選挙公報の配布方法の抜本的見直しに関する陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出者の影山太一様に出席いただいております。早速説明をしていただきたいと思います。説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、影山様、お願いいたします。

○影山氏（参考人） 本日、陳情の説明の機会をいただき、ありがとうございます。米子市民の知る権利と公平な参政権を守る立場から、先月行われた市議会議員選挙における選挙公報の配布実態と今後の改善策について説明させていただきます。

まず、今回の選挙における選挙公報の配布実績とその実態について申し上げます。米子市の全世帯数は約 6 万 9,500 世帯ですが、新聞折り込みで配布された選挙公報は約 4 万 7,000 部です。つまり、全体の 3 割強に当たる約 2 万 2,500 世帯には最初から紙の選挙公報が届かない構造になっています。選管は補完措置として、選挙公報の希望者への郵送、公民館や期日前投票所への配備、そして市のホームページでの掲載を行いました。しかし、その実態は次のとおりです。

希望者への郵送は僅か 80 件、公民館には各 20 部ずつ置かれたものの、追加要望はどこからもなく、期日前投票所に置かれた 500 部入りの箱もほとんど減らないまま残され

ていました。選管は、市民に何部渡ったのか確認していませんでした。

市のホームページで選挙公報のPDFが開かれた回数は延べ2,851回です。1人が複数回閲覧する一般的なネット利用動向を考慮すると、実際にネットで公報を見ることができた実人数は、約1,000人から1,500人と推定されます。しかも、このネットで見たと1,000人から1,500人の中には、新聞折り込みで選挙公報が届く前に期日前投票をするためにネットで見た新聞購読者や、同居家族が紙の選挙公報を見ているためネットで確認した新聞購読者も含まれています。つまり、新聞不購読世帯でネットの選挙公報を見た人の実数は1,000人よりも少ないと考えられます。ただ施設に箱を置いただけ、ホームページに載せただけでは市民の手には届かず、結果として新聞を取っていない約2万世帯もの市民が、手元に選挙公報がない情報遮断の状態で投票日を迎えたのが客観的な事実です。

選挙公報は、有権者が候補者の政策を比較し、大切な1票を投じるための公的情報であり、公平に取得されなければなりません。しかし現状は、新聞を購読している世帯には自動的に届く一方で、新聞を取っていない世帯は自ら市のお知らせを探し、郵送を申請したり、ネットで検索したりという能動的な手間を強いられています。新聞を契約しているかどうかという個人の民間契約によって、公的情報へのアクセスのしやすさに決定的な差が生じています。この格差は民主主義の根幹に関わる問題であり、是正されるべきです。

こうした問題は、今回突然発生したわけではありません。2025年の市長選挙においても同様な状況であったと考えられます。しかし、新聞不購読世帯にどれだけ届いたかという成果の視点で検証が行われないうまま放置され、今回の市議選でも改善されないまま繰り返されてしまいました。選管は補完措置を講じたものの、積極的な周知を怠り、届いていない現実を把握しようとしませんでした。何より、報告書等にこうした配布アクセスの実態数値を掲載しなかったため、財政課も市長も、そして議員も、約2万世帯に選挙公報が届いていない重大な事実気づくことができませんでした。

公平な選挙環境を取り戻すため、以下の改善策を提案いたします。

1、基本方針の見直し。原則として、全世帯配布を目指すこと。

2、配送手段の柔軟な組合せの検討。大山町のように、新聞販売店ネットワークを活用した全戸配布や郵便局や民間のポスティング会社の活用、これらを地域特性に応じて組み合わせる、ミックスする方法を検討すること。世帯ごとの受け取り規模の把握と補強。全戸配布ができない場合は、全世帯に対して新聞折り込み、郵送、ネット閲覧などの希望を確認する調査を行い、基本を新聞折り込みと郵送とネット閲覧としつつ、コンビニや公民館等での配布も行い、手厚く補強すること。コンビニでの配備はほかでも実例があります。

選管の検証報告義務の明確化。今後、全戸配布が達成できない場合は、選管は実際にどれだけの世帯、人数に届いたかという成果検証データを報告書に明記し、議会や市民へ共有すること。

今回の市議選において、約2万世帯に選挙公報が届いていない状況がある中で、当選者と落選者の差が100票未満あるいは250票未満という中に複数の当選者と落選者が含まれているという現実があります。もしこの2万世帯に選挙公報が届き、その何割かの有権者が投票していたならば、選挙結果が変わっていた可能性は否定はできません。

私は、今回の選挙の公正性には大きな問題があったと考え、選管に対して異議申出書を

提出いたしました。しかし、私が望んでいるのは、市政を混乱させたり停滞させたりすることではありません。選挙公報が全世帯に公平に配布されるよう、抜本的な見直しと改善がなされるのであれば、私はこの異議申出を取り下げるつもりです。今回の選挙公報の問題は、市民の知る権利と議員の皆様が掲げる政策がひとしく全世帯に届くという公正な選挙環境を取り戻せるかという問題です。選管の意識改革を含め、二度とこのような情報格差を生じさせないように、ぜひ本委員会で深掘りした御議論をいただき、前向きな御採択を賜りますよう、切にお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○森田委員長 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

ないので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、この陳情の賛同議員であります門脇議員及び錦織議員の説明を求めたいと思います。賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、門脇議員。

○門脇賛同議員 今、私、賛同議員としてここに座らせていただいておりますが、正確には、賛同ではなく、趣旨賛同ということで説明をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

(「賛同の理由のみ述べてください。」「理由のみ。」と声あり)

○森田委員長 賛同の理由のみを述べてください。

○門脇賛同議員 はい。賛同とできなかった趣旨賛同というのは、こういった全戸配布は極めて難しいんではあります。

○森田委員長 賛同の理由のみをお願いいたします。

○門脇賛同議員 はい。賛同はできないので、賛同の理由はちょっと述べられないんですけども。

○森田委員長 では、賛同議員では。

(発言する者あり)

○門脇賛同議員 趣旨に賛同するということで。

(発言する者あり)

○門脇賛同議員 難しいでしょうか。

○森田委員長 それでは、取り下げられますか。賛同議員と……。

(発言する者あり)

○門脇賛同議員 賛同、はい。ええと、それでは、賛同されてる部分があればということでしたので、趣旨に賛同するということでしたが、事実上、全戸配布というのが極めて難しい状態にあるというのは、個人的に郵送、郵便局とポスティング業者に調査をいたしまして、1週間という期間内ではほぼ不可能であるということは私自身の中で明らかになりました。ただ、市として、できる限り配布率を高めていく、全戸配布に近づけていく努力はすべきであろうという観点から趣旨に賛同するというので、今回は提案をさせていただきました。

○森田委員長 賛同理由として受け止めさせていただきたいと思います。

次に、錦織議員。

○錦織賛同議員 錦織です。御紹介あったように、近年の選挙投票率の下落が続いている

こと、さらに今回の市議選の選挙は、国政や県議選と違って一番身近な選挙だと考えますが、4割を切ったというこの投票率の激減は看過できません。向上のためにどのような手だてが必要であったかを米子市選管及び市当局の検証が必要だというふうに思います。そして、選挙公報は、選挙そのもののお知らせとして、全有権者に届ける最も有効な手段であり、検討を求めたいと思います。

特に顕著だったのが、投票所ごとの投票率の一覧を見ますと、新興住宅などでは10%台だという数字が出ています。そういったところでは、若い方たちは新聞を購読しないということが分かっておりますので、公報も届かないし、いろんな手だて、能動的な手だてもされてなかったということのあかしではないかなというふうに思います。ぜひ、この陳情者の意向を皆さんが取り上げていただいて、この陳情に賛成していただきますよう、賛同議員としてお願いしたいと思います。以上です。

○森田委員長 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございますか。

徳田委員。

○徳田委員 当局のほうにちょっと説明を求めますが、この陳情自体が、全戸配布がやっぱり原則であるということでございますけども、条例でうたってございます選挙期日の2日前までに物理的に市内全戸配布というのは可能なんでしょうか。その点確認させていただきたいと思います。

○森田委員長 松竹選挙管理委員会事務局長。

○松竹選挙管理委員会事務局長 全戸配布が可能な状況かどうかということでございますけども、選挙公報につきましては、郵便局に依頼をして、前回の令和4年の市議会議員選挙までは全戸配布ができておりましたが、その後、郵便局の配送体制が変更となりました。米子市の条例に基づきまして選挙の期日の2日前までに全戸配布を完了させるためには、市議会議員選挙の場合は告示日の午後5時までに郵便局に公報紙を納品することが必要となりましたけども、公報紙の掲載順序は、公職選挙法の規定によりまして、告示日の午後5時の立候補届出受付終了後に決定されます。公報紙の掲載順序決定後に、印刷業者が夜間を通した印刷作業後に乾燥、折り加工、封入作業などの工程を経まして、郵便局に選挙公報を納品できるのは最短でも3日後となるため、配送に必要な納品期限に物理的に間に合わない状況でございます。また、郵便局による配布につきましては、単独での対応、また配達区域を分散した場合の対応につきましても、実施が不可能であるということを確認しております。

また、他の民間事業者についても確認を行いましたけども、現時点では市内全域に対応できる事業者は確認できておりません。以上です。

○森田委員長 徳田委員。

○徳田委員 分かりました。物理的に不可能だということが分かりましたので、以上で終わりたいと思います。

○森田委員長 そのほか質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様御意見を求めます。それでは、加藤委員からぐるっと行って、最後、大下委員とさせていただきたいと思いますので。

加藤委員。

○加藤委員 本陳情に趣旨採択の立場から討論いたします。

選挙公報は、全ての有権者に候補者の氏名、経歴、政見などを公平かつ同一条件で伝え、投票判断のための最低限の情報源が掲載されたもので、その配布については、公職選挙法第170条に基づき、選挙日の期日前2日までに配布するものとされております。

ただ、立候補届出の締切り後に候補者が確定してから掲載順序を決定し、それから印刷へとなるわけで、米子市のように約7万世帯もあるまちでは、全ての世帯へ期日までの短期間に配布することは、人員、費用、委託先探しなど、もろもろを考慮すれば、現状難しいものと思っております。今回の米子市議会議員選挙では、新聞折り込みでも選挙公報の配布が実施されました。そのほか、新聞折り込み以外の配布方法や郵送を希望する方が入手できるようなお知らせも市のホームページでは紹介され、さらに、投票所入場券にも入手方法が記載されており、望んでいた方が入手できなかったわけではなく、投票しようとする方にはそう難しくなく選挙公報は入手できたものと思います。

それでも、選挙公報が届かなかったことで投票に行く機会を失った可能性がある方もいたと考えれば、陳情趣旨にもあるよう、これまでの配布方法を再度見直していき、新聞購読の有無による有権者への情報格差が生じないように取り組むこと、有権者への等しい投票環境を整えていけるよう取り組み、投票率向上へ努めていく必要はあると思います。

選挙公報の配布に関して、陳情項目にあるような全世帯への事前意向調査をすることや民間企業活用の全戸配布も一つの対応策と思いますが、そのいずれかの方法だけではなく、ほかにまだよい方法はないのか、これまでのように新聞折り込み、公共施設などでの備付け、希望者への郵送、市のホームページでの掲載などを組み合わせ、さらにより届く工夫ができないかなど、有権者への情報提供、投票率向上、費用など、そういった面も今後様々な観点から総合的に検討され、判断していく必要があると考えます。

以上のことから、今後有権者の皆様へより適切な選挙公報の配布が実施されることを期待いたし、趣旨採択といたします。

○森田委員長 趣旨採択、はい。

次に、渡辺委員。

○渡辺委員 私も趣旨採択ですね。趣旨としては分かりますけども、先ほどの当局の弁にもあるように、今、その方法がないと。てことは、加藤さん言われましたように、今後も全部へ渡ることを義務として方法を模索してほしいということと、それがどれぐらい選挙に、投票率に影響したかどうかっていうのは分かんないですけど。私の事務所では、度重なる市議会の不祥事で、こんな人たちに入れていいのかっていう声は非常にあったんで、僕はそっちのほうが大きかったような感じはしました。新聞を取っていない人もうちの事務所にはおられましたんで、当然行っていないと思うんですけども、そういう時代になったなというふうに思いますし、昔は印刷屋さんはデータもらったらもう徹夜して刷ってたんですけど、今は働き方改革でなかなかそれもできない状況なんだろうなと思いますんで、不可能なことを採択して当局にやれっていうのはなかなか難しいことだと思いますんで、趣旨の採択、これを訴えたいと思います。以上です。

○森田委員長 次に、矢倉委員。

○矢倉委員 私も趣旨採択がいいじゃないかなと思います。現状、物理的にといいますか、無理だということがよく分かりましたし、それと、加藤委員が言われるように、やはりいろんな方法といいますか、最善の方法を考えて投票率が上がるように、皆さんに周知できるようにということが一番大切ではないかと思います。ということで、趣旨採択とさせていただきます。ありがとうございました。

○森田委員長 次に、徳田委員。

○徳田委員 私は不採択を主張します。先ほど当局から説明がございましたように、全戸配布、あくまでも選挙期日の2日前までの配布完了というのは物理的に不可能だと、その前提でございますので、それは覆しようがないということでございます。

選挙公報自体は投票の重要な判断材料ということは十分私も理解をしております。したがって、全戸配布ができないのであれば、代替の措置、そういったことも含めて、これからやっぱり考えていけばいいことでございますので、私は不採択を主張させていただきます。

あと、陳情者の方の趣旨のところ、今回の低投票率の原因が全て、この選挙公報が届かなかったことであるような一文がございますが、やはり低投票率は、この選挙公報だけの要因では私はないというふうに考えておりますので、この点も含めまして、この陳情には賛同できません。以上です。

○森田委員長 次に、吉岡委員。

○吉岡委員 私は趣旨採択としたいと思います。理由に関しましては、先ほど、徳田委員がおっしゃいましたが、低投票率の要因ということに関しましては、まだまだ分析が必要ではないかと考えております。こういった情報の格差、それと、高齢の方が本当に御自分で歩いて投票ができたかどうかといったことも、年代別の投票率などを分析してみないとまだまだはっきりと分からないかなとは思っておりますが、いまだ選管から資料提供ありませんので、その件に関しては私の考察をここで述べることは控えておきたいと思いますが。選挙公報以外に網羅的に候補者の政策を見るというような情報媒体は今のところないわけですので、これを有権者の皆様しっかりと見ていただくということは大切ですが、では、紙の選挙公報がどの程度、投票行動へ影響したかということに関しては、そちらも検証が必要ではないかと思っています。ただ、陳情者のおっしゃるとおり、情報入手の格差というものがあつたことは事実で、是正する必要があると考えますので、この広報の仕方を抜本的に見直しまして、紙だけでなく、例えば市の公式LINEで選挙公報をホームページにアップしたと同時に即時的な情報提供や、近年、秘書広報課の広報も非常に上達しておりますので、ショート動画を使った広報など、やれることはまだまだあると考えますので、趣旨採択といたしました。以上です。

○森田委員長 次に、松田委員。

○松田委員 私は採択で。私、一般質問でもさせていただきましたけども、やはり市民の皆様からは、立候補者の何を見て投票すればいいんだろうという声が、公報が届いてない方は多かったです。実際に7ポイントも投票率が下がったということで、先ほど郵便局のほうで全戸配布ということは難しいということでありましたが、例えばエリアで分けて、業者を分けてできないかという検討は、まだ私はできると思っておりますので、やはり選

挙公報の配布方法を抜本的に見直すということは必要だと思いますので、採択をお願いします。

○森田委員長 次に、鷺尾委員。

○鷺尾委員 私は、陳情第3号について、趣旨採択とすべき立場から討論させていただきます。選挙公報は、有権者が候補者の政策や考え方を知り、投票を判断するための重要な情報源です。より多くの市民に届く環境を整えることは、民主主義の根幹を支える上で大変重要であります。

一方で、陳情が求める事前の意向調査や全戸配布については、費用対効果や事務負担、またどれだけの返信が見込まれるのか不明瞭であり、また運送業界の人手不足の中、配送体制を確保することも大きな課題となっています。

一方で、今回の米子市議会議員選挙では、投票を促す防災無線の放送を3回実行する予定であったにもかかわらず、実際に行われたのは1回のみであったことが明らかになりました。今後、このようなことが二度と起こらないよう、原因を十分に検証し、広報体制の改善を図ることを強く求めるとともに、選挙公報についても市役所や公民館に置くだけではなく、スーパーマーケットや商業施設などにも配置するとともに、市ホームページやSNSを活用し、配布場所や観覧方法を広く周知すべきであります。陳情者が求める、より多くの市民に選挙公報を届けるという趣旨には賛同いたします。

以上の理由から、本陳情については、趣旨採択とすることが適当であると考えます。以上です。

○森田委員長 次に、大下委員。

○大下委員 趣旨採択でお願いいたします。陳情にありますように、選挙公報は原則全戸配布という条例上の規定がありますが、配布が困難な選挙だということを市民に十分な周知がされていないことで、候補者の政策が分からなかった方が多くおられました。

また、新聞未購読者、未購読世帯については、郵送での申請ができるという周知徹底不足が明らかだと思います。

しかし、陳情項目の全世帯を対象とした事前意向調査の実施、民間企業を活用した全戸配布への意向のいずれかという限定的な提案のため、趣旨は十分理解できましたが、先ほどありましたように、物理的に現段階においては不可能であるということから、趣旨採択でお願いいたします。

○森田委員長 以上で討論を終結いたします。

ただいま趣旨採択という御意見がありました。

初めに、趣旨採択についてお諮りいたします。

本件について、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・加藤委員、大下委員、徳田委員、松田委員、矢倉委員、吉岡委員、鷺尾委員、渡辺委員〕

○森田委員長 全会一致であります。よって、陳情第3号、米子市議会議員選挙における選挙公報の配布方法の抜本的見直しに関する陳情については、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、先ほど趣旨採択と決しました陳情第3号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正

副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本件は終了いたします。

次に、議案第71号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 そういたしますと、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきますと思います。

今お送りしましたが、議案の11ページ目のほう御確認いただければと思います。本条例に関してですが、消防庁におきまして令和8年5月27日に制定されました、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準に定める政令の一部を改正する政令によりまして、非常勤消防団員等に関わる葬祭補償の額が改正されることに伴いまして、所要の整備を行うため、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

具体の中身でございますが、11ページの表にも書いてあるかと思いますが、損害補償に関する項目の中で、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額分の額、こちらのほうが31万5,000円から33万円に改定するものというふうになっております。こちらの施行期日といたしましては、公布の日から施行という形になります。また、経過措置といたしまして、今回の条例改正に関しては、令和8年4月1日以降からの適用という形に予定しております。

説明としては以上になります。

○森田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第71号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号、米子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

楠職員課長。

○楠職員課長 それでは、議案第72号、米子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に準じ、本市の職員及び当該職員以外の者に支給する費用弁償及び旅費の額並びにその支給方法について、所要の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○森田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号、米子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

楠職員課長。

○楠職員課長 それでは、議案第73号、米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、令和8年4月8日付人事院規則の一部改正による国家公務員の災害応急作業等手当の額の改定に準じ、本市の職員に支給する災害応急作業等手当の額を改めるため、改正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○森田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第73号、米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午前 10 時 36 分 休憩

午前 11 時 01 分 再開

○森田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

次に、総合政策部及び淀江支所から 5 件の報告を受けたいと思います。

初めに、米子市教育に関する大綱の改定について、当局からの説明を求めます。

松本総合政策課長。

○松本総合政策課長 そういたしますと、米子市教育に関する大綱の改定について御説明いたします。

まず、改定の趣旨でございますが、1 番目でございます。米子市教育に関する大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、こちら、市長のほうで教育委員会と議論を重ねて策定いたします本市の教育の指針でございます。令和 4 年 3 月に策定いたしました現行の大綱が、計画期間令和 8 年度末というところで終了することに伴いまして、改定を行うものでございます。

2 番目といたしまして、改定の方針でございます。本市では、コミュニティ・スクールの推進であったり、ふるさと教育の充実、また ICT 教育の基盤構築等、様々な取組を進めてきたところでございます。一方で、不登校の児童生徒の増加であったり、価値観の多様化、地域コミュニティの活力維持といった新たな地域課題といったものが生じておる状況がございます。これらの課題について迅速に対応するためにも、大綱を改定する必要があるというふうに考えております。このため、現行の大綱をベースとしつつも、これからの新たな対応に加えまして、急速に進展いたします AI、こちら AI 時代の対応といった社会情勢の変化及び第 2 次まちづくりビジョン、こちらのほう策定しておりますので、こちらの改定内容を踏まえ、本計画も改定したいというふうに考えております。なお、計画期間につきましては、現行の大綱と同様に 5 年間といたしまして、令和 9 年度から令和 13 年度までとしたいというふうに考えております。

3 番目といたしまして、改定のポイントでございます。こちら改定のポイント、2 点ございます。

まず 1 点目は、先ほど改定方針のところでも申し上げましたが、急速に進展する AI 時代、こちらのほうに対応するため、今後はより一層コミュニケーション能力であったり、プレゼンテーション能力といったようなものの資質や能力といったものが重要になるのではないかと考えているところでございます。こういった視点を追加すること、それに加えまして、様々な地域のニーズに対応するために、例えば子どもの居場所づくりの拡充であったり、コミュニティ・スクールを基盤とした地域と共にある学校づくり、また児童生徒の不登校対策といったような取組を反映させていきたいというふうに考えてございます。

2 点目のポイントといたしましては、社会教育等の充実でございます。現行の大綱におきましては、中心が比較的小子ども、義務教育のほうに重点が置かれておりますので、その内容に加えまして、文化、スポーツ、幼児教育であったり家庭教育、そういったものの内

容を充実させていきたいというふうに考えてございます。

4 番目、その他といたしまして、今回の大綱の改定に合わせまして、本市の教育振興の基本施策の計画でございます米子市教育振興基本計画、これも同じ年度で計画をつくっておるんですけども、これも併せて改定を行っているところでございます。参考といたしまして、教育大綱と基本計画の比較につきまして下段のほうに記載しておりますので、御確認いただければというふうに思います。

最後、5 番目、今後のスケジュールでございますが、先ほど説明したとおり、教育振興基本計画、これ一連のものでございますので、連動させながら歩調を合わせて改定作業を進めていきたいというふうに考えております。例えば総合教育会議への協議であったり、議会への報告であったり、こういったものを一緒にやらせていただきまして、令和 9 年 3 月の策定に向け、準備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○森田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

吉岡委員。

○吉岡委員 何点か伺おうと思っております。まず、この大綱というのが、根拠法令が地方教育行政の組織及び運営に関する法律となっておりますが、この間、こども基本法が施行されたわけですが、このこども基本法とこの大綱の改定の関係性について伺います。

○森田委員長 松本総合政策課長。

○松本総合政策課長 先般策定されましたこども基本法でございます。これにつきましても、当然、まちづくりビジョンの最上位計画にしてつくっていく計画でございますので、反映された内容につきましては、こちらの大綱の計画のほうにも整合性を取りながら進めてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○森田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 その整合性を取った部分というのは、どこですか。

○森田委員長 松本総合政策課長。

○松本総合政策課長 資料に記載してあるかどうかという御趣旨の御質問。

○吉岡委員 そう、今回の資料、はい。

○松本総合政策課長 すみません、その部分については特段触れてはございませんが、本計画、米子市にある計画につきましては、当然ながら一連のものでございますので、整合性を図って進めてまいりたいということでございます。以上です。

○森田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 私が一番気になったのは、こども基本法に定められております子どもの意見反映というところが、今回の資料ではなかなか見えてこないというところがありまして、策定プロセスの今後のスケジュールのところにも、子どもさんや保護者さんの御意見を伺ってこれを策定していくというようなところがないのですが、今後、そういったプロセスを取り入れていくというようなお考えがありますでしょうか。

○森田委員長 松本総合政策課長。

○松本総合政策課長 現時点の考え方でございますが、一応、パブコメ等を行うように考えておりますが、特段、この基本計画について、子どもを対象とした意見集約というのは、

現時点では考えてないというところでございます。以上です。

○森田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 やはり、自分たちに関わることにについて子どもが意見を言えるという機会を設けることは、それが米子市の施策に反映されるということで、子どもたちの自己肯定感を高めるというような教育効果も十分考えられるわけですので、そういったことが入っていない教育に関する大綱というものは、やはりこども基本法の理念に準じてないのではないかなというふうに感じております。大人が考える子ども像というものは大変に網羅されるものなのかなと思いますし、大人が考える子どもに対する支援というものも現状の大綱にも網羅されているわけですが、こども基本法以降の子どもをまちづくりの主体として捉えるといったような考え方を、ぜひ今回の改定には盛り込んでいただくよう要望しておきます。

○森田委員長 ほかにございますでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 そうしますと、最近、社会人の学び直しでリカレント教育っていうのが重要性も高まってるって先日も新聞のほうにも書いてありましたが、生涯学習社会の実現という意味でも、リカレント教育について今回の改定で触れられているのでしょうか。お聞きします。

○森田委員長 松本総合政策課長。

○松本総合政策課長 今、改定の作業を進めるところでございますので、先ほど言われた学び直しのところが次の改定内容に反映されるかどうかということにつきましては、これからの作業の中にはなろうかと思えますけども、先ほど改定の基本方向のところでも申し上げたとおり、今回の改定につきましては、ある程度子どもだけではなくて、社会人ですとか、社会教育、生涯学習といったような視点も含めて改定に向かいたいというふうに思っておりますので、そういった学び直しも入れるかどうかということについては、これから十分に議論してまいりたいと思います。以上です。

○森田委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、「米子市制施行100周年」記念事業の実施に向けた基本的な考え方について、当局からの説明を求めます。

松本総合政策課長。

○渡辺委員 通知が。通知が出ない。

○森田委員長 よろしいですか。

○渡辺委員 いや、矢倉さんの通知が出ない。

(「開きました、失礼しました。」と声あり)

○森田委員長 どうぞ、松本総合政策課長。

○松本総合政策課長 そういたしますと、「米子市制施行100周年」記念事業の実施に向けた基本的な考え方について御報告させていただきたいと思います。

昭和2年4月1日の米子市制施行から令和9年に100周年という節目の年を迎えます。これに先立ちまして、本年度、令和8年度から全市的な機運醸成であったり、市民、事業

者、関係団体の皆様と一丸となった記念事業、これを令和9年度に向けて取り組むことで、郷土への愛着であったり、誇りであったり、そういったものを育み、次代を見据えたまちづくりの契機というものをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。つきましては、この記念事業の実施に向けまして基本的な考え方を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

まず、基本的な考えですけれども、3点ございます。1点目が、先人の皆様が築いていただいた米子の歴史、伝統、文化、こういったものを大切に次世代に引き継ぐとともに、新しい米子の魅力を皆で生み出していきたいという視点でございます。2点目が、米子で暮らす我々が、教育、産業、観光、文化、スポーツ、自然といったような米子ならではの魅力を改めて見つけ直して、楽しむ機会というふうにしたいということが2点目でございます。3点目が、行政だけではなく、市民の皆様、事業者、各種団体が主役となって、みんなでこの事業をつくり上げていくという考え方でございます。

続きまして、記念事業の構成でございますが、一応、5区分設けております。100周年をスタートするオープニングセレモニーであったり、市が主催して行う特別事業であったりとか、あと、米子市制施行100周年という冠を使っていただきます民間や地域のイベント、そのほかにも広報や記念誌の作成といったようなものを今のところは構成として考えているところでございます。

今後の進め方でございますけれども、100周年に向けた情報発信、この議会で報告させていただきまして、情報発信を本格化させていきたいというふうに考えております。まず、ロゴマークの公募などを行っていく予定でしております。あわせて、地元経済団体、例えば商工会議所であったりですとか、そういう団体とちょっとお話をさせていただきまして、関係団体と力を合わせ、100周年を盛り上げるための準備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○森田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

大下委員。

○大下委員 1点お聞きしたいんですけど、ロゴマークの公募は、これはどういうふうにされるか、今、想定されてますでしょうか。

○森田委員長 松本総合政策課長。

○松本総合政策課長 ロゴマークにつきましては、一応、一般公募を検討しておりまして、現時点の募集期間は7月下旬、9月頃と想定しております。令和8年の10月頃に公表できるようなことができればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○森田委員長 大下委員。

○大下委員 せっかくですんで、皆さんに関心を持っていただくためにも、その公募の段階のときに小・中学生とか高校生とかにも意見を、例えば、選定委員会だけじゃなくて、その中で上がった候補の中をまた選定するような感じにして、公募自体のときからもう機運の醸成に取り組んでいただきたいと思いますので、それは要望いたします。よろしくお願いします。

○森田委員長 ほかにございますでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員 要望なんですけど、昭和2年4月1日市制施行ですよ。それが、いろんな村を合併してきて、最終的に対等合併で淀江と合併して今の形になった。ですから、昭和2年4月1日の米子市の市制の範囲っていうのはもう狭いもんですよ。隣の人口が多い住吉でさえ住吉村だったと思うんですよ。何を要望したいかっていうと、こういうのをするときに、そういった、旧、以前には入ってないけど、順次合併していった地域も一緒に祝えるような企画をしてほしい。例えば、一番最近は淀江町。市が100年ってやっとうけど俺ら関係ないよね、みたいな感じにならないような事業をやってほしいですし、そういった広報もしてほしい。そうしないと、せっかくの100周年が、何か特定の、経済団体とかとも連携されるみたいですけど、そこだけ盛り上がるようじゃあんまりよくないんじゃないかなと思いますので、要望しておきます。

○森田委員長 ほかにございますでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、弓浜地区におけるまちづくり基本構想の策定について、当局からの説明を求めます。

藤堂まちづくり企画課長。

○藤堂まちづくり企画課長 それでは、弓浜地区におけるまちづくり基本構想の策定について御報告いたします。

現在、まちなかと郊外の一体的な発展を目指しまして、郊外エリアのまちづくりを検討しているところでございますが、その一環としまして、今年度、美保と彦名を対象とした弓浜地区のまちづくりに向けた取組をスタートいたします。

本事業のポイントとしましては、弓浜地区での取組ということで、防衛省の補助金を活用する点でございます。今回活用しますまちづくり構想策定支援事業は、美保飛行場が米子市にあることで、米子市が補助対象となっております。補助率が10分の9と非常に高い支援を受けることができるものとなっております。このまちづくり構想策定支援事業は、防衛省で定めますスケジュールに基づきまして、初年度はまちづくりの土台となる基本構想づくり、2年目には具体的な内容を決める基本計画づくり、3年目には実際に事業へ移すための実施計画づくりと、3か年で進めていくこととなります。いずれも事業年度の前年度、5月10日までに計画書を提出する必要があるございまして、今年度の基本構想策定につきましては、昨年の5月10日に事業計画書を提出しまして、今年の4月13日付で事業採択をされております。その後、5月25日付で交付申請をし、5月28日付で約1,480万円の交付決定を受けたものでございます。

初年度となります今年度で重要なのが、地域にお住まいの皆様の声をしっかり聞くことであると考えておりまして、各地区で選出されましたメンバーによりまして住民ワークショップをそれぞれ3回程度開催することと考えております。なお、メンバー選出に当たりましては、子育て世代を中心としまして、幅広い年代の方々を選出していただきました。ワークショップで出されました意見を基に構想案を作成し、地元の協議会や自治連合会と丁寧に協議した上で、令和9年2月に基本構想として取りまとめる予定としております。本事業で地域の声を形にしまして、将来的な施設整備ですとか、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○森田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

徳田委員。

○徳田委員 説明ありがとうございました。この事業につきましては、補助率が10分の9ということで、先ほど御説明があったように非常に高い補助率でございますので、有効に活用していただくというのは当然の話なんですけど、1つちょっと御提案っていうか、見せ方としまして、工程表じゃないですけど、ガントチャートみたいな格好で、この事業期間の流れ、令和8年度までは基本構想策定、令和9年度の基本計画策定、令和10年度は実施計画策定という流れが一覧で分かるように、お願いしたいと思います。

それで、次以降は確認なんですけども、各地区において選出されたメンバーということで先ほど課長から御説明がありましたけども、若い子育て世代を中心ということでございますが、大体、メンバー的なところでいきますと何人ぐらい。美保及び彦名っていうことでございますので、それをお聞きしたいのと、各3回程度開催予定ということでございますが、これが年なのか、あるいは月なのか、その辺も教えていただきたいと思います。

○森田委員長 藤堂まちづくり企画課長。

○藤堂まちづくり企画課長 まず、ワークショップのメンバーについてですが、美保では15名のメンバーを、大篠津、和田、崎津それぞれ5名ずつ、計15名を選出しております。彦名につきましては、全部で30名、こちらは自治会が15あるということで、基本的な考え方としては、各自治会から2名ずつ程度出してくださいということでお願いをしまして、30名のメンバーを選出しております。

○徳田委員 開催の頻度は、月なのか年なのか。

○藤堂まちづくり企画課長 すみません、開催の頻度でございますが、これは、今年度それぞれ3回程度、今の時点では3回ずつ開催する予定としておりまして、具体的に申し上げますと、まず第1回目が、実は今週末、金曜日に彦名で開催する予定としておりまして、来週8月3日に美保地区で第1回目を開催する予定としております。説明は以上です。

○森田委員長 徳田委員。

○徳田委員 そうしますと、年度で3回という理解でよろしいですね。分かりました。

○森田委員長 ほかにございますでしょうか。

鷲尾委員。

○鷲尾委員 すみません、メンバーなんですけど、大体若い世代ってことなんですけど、あと任期みたいなのは何かお決めになってるんでしょうか。

○森田委員長 藤堂まちづくり企画課長。

○藤堂まちづくり企画課長 ワークショップのメンバーの任期につきましては特に定めてはおりませんが、今年度3回程度ワークショップを行うということをお伝えした上で、そちらに出ていただける方ということで選出をしていただいております。

年齢につきましては、お願いするときには、できるだけ若い方を出してくださいということでしたんですけれども、全て地元に一任しておりますので、中には若くない方もおられて、老若男女という言い方ですかね、幅広い年代で出ていただいております。

○森田委員長 鷲尾委員。

○**鷺尾委員** 若い世代だけって話だったんで、ちょっとそれもどうかななんて思ってお聞きしました。ありがとうございます。

○**森田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** これも確認ですけども、対象地区は美保及び彦名の意味は分かるんです。境港市は全市対象地区になってるんですかね。まずそこを確認したい。

○**森田委員長** 藤堂まちづくり企画課長。

○**藤堂まちづくり企画課長** まず、ここで言います対象地区というのが、今回のまちづくりというのが施設整備を核としたまちづくりというふうに考えておりまして、そういったときに、じゃあどこに施設整備をするのかって考えたときの対象という意味ですので、今の米子市の考え方として、美保と彦名に施設整備を核としたまちづくりを進めていきたいということで対象地区としております。

境港市につきましては、特に確認をしたわけではございませんので、ちょっと今の時点では回答ができかねます。

○**森田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 事業計画の中で全市かけて、これは聞いた話ですけど、みなとテラス、いわゆる図書館はこれを使ったっていうような話を聞いたんです。これは間違いないですか。

○**森田委員長** 藤堂まちづくり企画課長。

○**藤堂まちづくり企画課長** はい、間違いございません。

○**森田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** そうすると10分の9ですよ。ということは、箱物もいいわけですか。

○**森田委員長** 藤堂まちづくり企画課長。

○**藤堂まちづくり企画課長** まず、今回のまちづくり構想策定支援事業というのが、実際に、後々、箱物を整備するためにまちづくり支援事業という別の補助メニューがあるんですけれども、これを進めるためにプロセスとして踏まなければいけない事業になります。これを3か年かけて計画、構想を立てていくことになります。これが10分の9なんですけれども、後に行いますまちづくり支援事業を活用した箱物整備は、実際の補助率は10分の9よりは下がるんですけれども、それを活用して境港市ではみなとテラスを整備されたということで、米子市でも施設整備をする際にはそちらの事業を活用することを考えております。

○**森田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** そうすると、大体お話は伺ってるんですけど、その4校区に整備するというのでいいですよ。

○**森田委員長** 藤堂まちづくり企画課長。

○**藤堂まちづくり企画課長** 4校区という言い方がどうかと思いますけれども、今、想定として考えておりますのは、美保の大篠津、和田、崎津を1つと考えて、そこで1つと、あとは彦名で1つというふうに考えております。

○**森田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 要望ですけど、これはとってもいいことだと思いますし、それで整備進めてもらえばいいと思うんですけど、この頃、議会なんかでもテニスコートの話とか、いわゆるスポーツ関連の場合、防衛はまだ10分の10がありますから。弓ヶ浜コミュニティ

一広場と境の下水処理場の間も防衛の土地というか国有地です。ただ、あれは、防衛は全部を使ったスポーツ公園化を青写真引いてきたんですけど、境が要らないと、維持管理ができないということで整備されなかった。ということは、裏を返せば、境港市議会の議決はしとるですよ、地目は境港市なんで。でも、今のコミュニティー広場もそうでしたけん、ある部分を境えている。ですんで、万が一、テニスコートが今、米子市で足りないとかどうだかって言うのならば、コミュニティー広場をもうちょっと広げて、そこに防衛に10分の10でつくってもらって、いわゆる管理は米子市がしますというようなやり方もあるっていうことを念頭に置いといてもらったら、別のやり方でも。俺が言うのはね、スポーツ公園ですよ、芝広場とかそういうのじゃないですよ。というのを要望しておきます。

○森田委員長 ほかにございますでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 補助率がかなり高い10分の9ということで、この事業期間が令和8年から10年で、構想と計画の策定ということで書いてあるんですけど、分かればですけど、大体これ、市の負担ってというのがこの事業期間の計画と構想の策定でどれぐらいになるかっていうのがお聞きしたいんですけど。

○森田委員長 上場まちづくり企画課長補佐。

○上場まちづくり企画課課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐 3年間で、来年度、再来年度の予算についてはまだ全く見えてない状態ですが、500万程度。10分の9の残り部分の10分の1部分で500万程度、大まかですが、それぐらいを見込んでいるところです。以上です。

○森田委員長 よろしいですか。

○加藤委員 はい、以上です。

○森田委員長 ほかに。

吉岡委員。

○吉岡委員 この基本構想の策定の事業内容について、対象地区において行う施設整備等を核としたというふうにあります。必ずしも施設整備を目的としないというふうにも捉えられますけど、いかがでしょうか。

○森田委員長 藤堂まちづくり企画課長。

○藤堂まちづくり企画課長 基本的には施設整備がメインの事業になりますので、当然、防衛省の補助が当たる部分としましては、その施設整備に対してというふうにお考えいただければと思います。

○森田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 少し誤解があつてはいけませんので、私のほうから補足をさせていただきます。この美保地域、そして彦名地域におけるまちづくりの構想をつくりたいという話は、先ほど来説明しておりますとおり、防衛の補助金を使うということでありましたが、そもそも事の発端は、これ、たしかちょっと時期は、私の記憶なんで違ってたら申し訳ありませんが、令和7年の2月か1月の閉会中の常任委員会に、当時の総務政策の常任委員会で御報告、こういった構想策定に着手したいということを御報告したはずで。それは一つは、防衛の補助を使うありきではなくて、まず、美保地域については、皆さん御存じのとおり、一大事業であります3つの小学校と1つの中学校、4つの学校を、小・中ですね、統合し

て、さらには保育園も統合して、保小から中学校までを一体とした美保の義務教育学校、こういった大きな事業を進めるといふ、今、大きな節目に来ていると。その中で、新しい義務教育学校をいかに地域の資源としてしっかり使っていこうかということで、まちづくりの検討委員会っていうようなものも既に、この義務教育学校をキーワードに組織していただいて、地元で御議論をいただいている。さらには、新しい学校だけでなく、その結果4つの学校の空き校舎が出てくると。これを地域資源としてどう使っていくのかという、そういった意味においても、今、美保地域は大きなまちづくりの節目に来ていると。そして、地元でそういった議論が始まっていると。こういった契機をしっかりと生かして、次の時代につながる地域、まちづくりの構想をつくり上げたいと。美保の新しい義務教育学校、そして、4つの廃校の跡地などなどがあります。それが1つありました。

それから、もう一つ、彦名につきましては、御案内のとおり、西部広域の一般廃棄物の中間処理施設、これを受け入れていただくということをきっかけとして、やはり同じようにまちづくりの議論が始まっていると。いずれも、これは美保もそうであります、市街化調整区域が中心でありまして、土地の利用規制等からなかなか思うようにまちづくりが進んでこなかった。特に彦名については荒廃農地の問題が非常に深刻化しとる中で、なかなかそこに有効な手だてが取られてこなかったと。その中で、未来に向かってどういうまちづくりを進めていくのかということが、きっかけは西部広域の中間処理施設の整備、これを地域として受け入れていただくということがきっかけにはなったわけではありますが、そういったまちづくり、それを市政としてしっかり取り組んでほしいという地元の声も聞いております。こういった機会を生かして、それぞれの地域において、特に彦名はもう一つ言いますと、本議会でも御説明しましたが、いろいろ土地の利用規制緩和が鉄道駅から300メートルとか500メートルとか、こういったことしてるんですけど、彦名には当然、鉄道の線路が走ってないというようなこともありまして、じゃあどうするんだというような話もございました。

というようなことで、美保と、それから彦名地域、これについて、地域の皆さんと一緒にまちづくり構想をじゃあつくっていきましょうという話を地域ともうさせていただいて、そういった取組を始めますということを、たしか令和7年の2月議会だったと思いますが、1月だったかもしれません、すみません、3月だったかもしれません。その辺りに御報告して、ついては、その検討経費として防衛のこの検討経費が使えるので、これを活用したいという御報告を令和7年の1月、2月頃にこの常任委員会でさせていただいて、当時の常任委員会の皆さんの御理解をいただいたという流れがございます。もちろん、後々その中で、検討の中でハード整備がもし出てくるとしたときに、それに使えるものとして、先ほど渡辺委員からおっしゃった防衛の10分の10の事業もひょっとしたらあるのかもしれませんが、防衛のこのまちづくりの先にある事業もあるのかもしれませんが、その他の公共的な事業とか、できるだけ有利な財源を使っていこうと思います。

ただ、もう一つは、本当に地域に必要なもので、将来に向かって有効に使えるものかどうか、ここはしっかり吟味していきたいと思いますが、そういったことをやる上での発射台になる検討事業を防衛の補助金でやりたいということを今御説明しておりますので、防衛の補助事業を使って何かハード整備をするということありきの議論ではないということとははっきり申し上げておきたいと思います。以上でございます。

○森田委員長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 すみません。ちょっと細かい話で恐縮でございます。今、副市長が御説明申し上げました資料は、令和7年6月30日の委員会資料でございまして、今、通知をさせていただきます。

○森田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 御丁寧に説明していただきありがとうございます。副市長おっしゃるとおりだと思っておりますので、弓浜地区の皆さんがどのように考えておられるかは分かりませんが、特に米子市内でも人口減少が激しい弓浜地区というのは、昨今盛んに叫ばれておりますスマートシュリンクという考え方を導入するというのの一番最先端である地域だと私は思っております。なので、このまちづくり構想、弓浜の皆さんがどのようなまちにしていくのかという観点からの話合いというのは本当に重要なことであり、今までの人口減少の考え方に沿わない斬新な御意見が出てくるということを本当に期待したいと思っています。その中で、ワークショップのメンバーを地域の方に御苦労しながら選んでいただいたということですが、このメンバーというのは、増やすことというのは可能なのでしょうか。

○森田委員長 藤堂まちづくり企画課長。

○藤堂まちづくり企画課長 ワークショップのメンバーを増やすことは考えておりません。以上です。

○森田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 といいますのも、以前のこの弓浜地区のまちづくりの話合いに関しまして、何がどれとは具体的には申し上げませんが、市の考えに反対の意見を述べたら次から選ばれなかったというような御意見が届いております。それは、真偽は、因果関係ははっきりしません。なので、ある程度透明性のある選出方法というのもの一つ必要なのではないかなと思うのですが、今選出された方に加えて、例えば、弓浜地区の方、その該当地区の方を無作為で抽出して、その方にお誘いをするというような方法を加えることは難しいでしょうか。

○森田委員長 藤堂まちづくり企画課長。

○藤堂まちづくり企画課長 先ほどの御説明の中でも申し上げましたが、もうワークショップが今週末にはスタートするような状況ですので、今から新しい方をつていうのはちょっと難しいかと考えております。基本的には、ワークショップ、3回通じて同じ方に出ていただくというふうに進めておりますので、そういった意味でも、新しい方を無作為で抽出してつていうのは、ちょっと今の時点で考えてはおりません。以上です。

○森田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 先ほどの教育大綱のお話とも重なりますが、やはり将来に向けてのまちづくり構想ですので、そこに住む、最低限中学生ぐらいまでは網羅した話合いになるということが非常に大事だと思います。無作為抽出、住民基本台帳ですれば、中学生まで入れることもできますし、他市のこういった例では、人口減少をどうするかという大人の話合いの中で、人口が減っても楽しい町であればいいという中学生の御意見で、そこからまちづくり構想をつくっていったというような例もありますので、そういう斬新な意見を求めようと思うと、従来、いろいろな役職ついておられる方とかの枠から離れて選んでいくという

ことも大事だと思います。ワークショップ自体はこのまま進められたとしても、そこで出た御意見というものに関して、無作為で抽出された方々がまたさらに意見交換をして、自分事として考えていくというきっかけにさせていただくことは非常に重要であると思いますので、予算の範囲内、スケジュールの範囲内で、もし可能であれば御検討していただけたらいいかなと思います。よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ほかにございますでしょうか。

大下委員。

○大下委員 ちょっと確認なんですけど、このまちづくり構想策定支援事業自体を住民の方々って知っとられるんでしょうか。今こういった構想をつくってるっていう。

○森田委員長 藤堂まちづくり企画課長。

○藤堂まちづくり企画課長 対象となる地域につきましては、そういった構想を策定するというをお伝えした上で、その目的でワークショップを開催しますので、メンバー選出をお願いしますということでお伝えしておりますので、美保と彦名の方であれば御存じかと思います。

○森田委員長 大下委員。

○大下委員 というのが、淀江の伯耆古代の丘エリア活性化構想とかっていうのもありましたけど、結局あれも、自分が議員になる前は誰も、ほとんど知られなかったっていうのが現状だったんで、構想自体をつくる時点で、やっぱり住民の方々に、多くの方々に知っていただいて、吉岡委員のあれでもないけど、多くの方にちょっと知っていただいて、関心を持っていただくような工夫も加えていただきますように、これは要望としてお伝えしますのでよろしくお願いします。

○森田委員長 ほかにございますでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、旧米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）の利活用に関するサウンディング型市場調査の実施について、当局からの説明を求めます。

堀口淀江支所次長。

○堀口次長兼淀江振興課長 旧米子市淀江農林産物直売施設、通称淀江どんぐり村と申しますけども、こちらの利活用に関するサウンディング型市場調査の実施について報告させていただきます。

この淀江どんぐり村は、令和7年度末に指定管理を終了し、現在休館となっております。今後、民間事業者への売却を前提とした利活用を現在検討しているところでございます。このため、民間事業者との対話を通じて、市場性の有無や利活用の可能性などについて広く意見を聴取するため、サウンディング型市場調査を実施させていただきます。

1番、施設の概要についてでございます。土地、建物の面積につきましては記載のとおりでございます。土地、建物ともに本市の所有物でございます。建物につきましては、平成9年3月に開所し、現在28年が経過した建物となっております。その下に施設の位置関係図を示しております。赤色で囲ってある部分が本市の所有地になりまして、この中にどんぐり村の建物がございます。そして、水色で囲っている部分、こちらは鳥取県の所有地になります。どんぐり村の隣には鳥取県が所有しています展望駐車場がございます。また、ちょうど図の中心あたりでございますけども、本宮の泉の水くみ場というものも設置

しております。これは、本宮地区内に本宮の泉という源泉がございますが、それをポンプでくみ上げて観光客の皆様に御利用いただいている施設となっております。

2 番の調査の目的についてです。まず、施設の買手があるのかどうかといった市場性の有無の確認、そして、施設の利活用の可能性や課題を把握するため、これらを目的とした調査となります。そして、四角く囲っております部分ですけども、この調査へ参加された実績というのは、今後、公募による売却先を選定する際、有利に働くとかそういった評価の対象とはしないということを注意書きで書かせていただいております。

3 番、応募の対象者についてです。利活用の実施主体となる意向を有しておられる法人または法人グループとさせていただきます。

4 番、調査の方法についてですが、サウンディング調査実施要領を開示しまして、参加いただける業者を募集いたします。その後、事業者と直接的な対話の機会を設け、意見やアイデアを聴取させていただきます。なお、調査結果につきましては、民間事業者の知的財産の保護の観点から概要のみの報告とし、詳細な内容につきましては原則非公表とさせていただきます。

5 番、今後のスケジュールについてです。来月、8 月 3 日から実施要領、あと、対象施設の情報を公表し、募集を開始いたします。情報につきましては、米子市報またはホームページのほうでの周知を予定しております。その後、10 月 16 日まで提案及び質問のほうを受付し、10 月 30 日まで個別対話を行います。本年の 12 月頃に調査結果の公表を予定しているところでございます。

続きまして最後、6 番のその他についてでございます。淀江町本宮地内には、淀江どんぐり村と本宮名水の杜という 2 つの施設がございます。本宮名水の杜とは、資料の一番下のほうに概要は載せておりますけども、こちらは簡易宿泊施設である紫泉荘という建物を中心にした周辺エリア一帯のことを示しております。この 2 つの施設につきましては、長年にわたり地元住民で組織されました本宮観光農事組合、こちらのほうが管理運営を行っておりますが、どんぐり村につきましては、令和 7 年度末、そして、本宮名水の杜では平成 23 年度末をもって営業を終了し、現在休館となっております。このため、今後この両施設に係る条例を廃止し、普通財産としての管理を行っていく予定としております。条例の廃止につきましては、令和 8 年 9 月定例会にて議案の上程を予定しているところでございます。

あと、参考といたしまして、施設の概要、位置図、写真などを載せておりますので、御参考にしていただけたらと思います。

説明は以上となります。

○森田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

徳田委員。

○徳田委員 内容については理解いたしました。2 点ほどお聞きしたいと思います。民間事業者への売却が前提ということでございますので、その際、サウンディング型市場調査をするにしても、ある程度の売却価格の基準となる考え方等は多分もう決まっていると思いますので、その辺をお聞かせいただきたいのと、基本的には建物かなり老朽化しとる状況でございますけども、この部分についての処置、それは一体的に購入事業者には修繕を

負担していただくのかという、以上2点、お聞かせいただきたいと思います。

○森田委員長 堀口淀江支所次長。

○堀口次長兼淀江振興課長 まず、売却価格の基準についてですが、実は今後、正式な不動産鑑定のをさせていただきますので、そちらで評価いただいた金額を基準として考えたいというふうに思っております。

次に、老朽化についての状況ですけれども、委員がおっしゃるとおり、かなり今、施設の老朽化進んでおります。ただ、売却に当たりましては、現状このままでの形、現状有姿での売却というのを現時点では考えているところでございます。以上です。

○徳田委員 いいです。

○森田委員長 ほかにございますでしょうか。

大下委員。

○大下委員 ちょっと確認させていただきたいんですけど、市有地と県有地が隣にあるんだけど、サウンディングの段階で、県有地の、県の協議やサウンディングの中にどういったふうに活用するののかとかっていう、そういった話合いはされるんでしょうか。

○森田委員長 堀口淀江支所次長。

○堀口次長兼淀江振興課長 今回のサウンディングでいただく意見の対象としましては、あくまでも米子市の所有している土地と建物の部分のみでございます。鳥取県のほうとは、現在までもですが、市のほうでの売却の方針などもお伝えしているところでございます。以上です。

○森田委員長 大下委員。

○大下委員 分かりました。あと、この対話に当たって、聞き取りされる際に、どのような用途でも可能とするのか、それとも、地域の地域性やそういった地域の思いとか、そういったものもある程度提示した上でのサウンディングになるんでしょうか。

○森田委員長 堀口淀江支所次長。

○堀口次長兼淀江振興課長 サウンディングの募集する時点では、特に決めた用途っていうものはございませんけども、ただし、周りの豊かな自然環境ですとか、あと、大山観光道路にも面しております。また、非常に地元と密着した土地でございますので、それらと親和性のある適正な提案がいただけたらというところを期待しているところでございます。

○森田委員長 大下委員。

○大下委員 やっぱり地域の方の思いもありますし、あと、結構下のほう、本宮のところでサケの養殖、稚魚の養殖もされてるみたいで、そういったところも連携しながら、せっかくなんで水と自然と地域性を生かした活性化をちょっと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ほかに御意見、質疑、ありますでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、株式会社白鳳の経営状況について、当局からの説明を求めます。

堀口淀江支所次長。

○堀口次長兼淀江振興課長 株式会社白鳳の経営状況について報告をさせていただきます。米子市淀江温浴施設、通称淀江ゆめ温泉と申しますが、こちらのほうは指定管理者である株式会社白鳳と、現在民営化に向けて協議を行っているところでございます。令和8

年6月24日の株主総会におきまして同社の決算状況が示されましたので、経営状況並びに今後の取組方針について報告をさせていただきます。

1点目、令和7年度の経営状況の概要についてでございます。昨年5月と7月、2回にわたりましてレジオネラ菌が検出されたところでございますが、入浴事業を約3か月間休業いたしました。また、その後再発防止に努めましたけども、入浴者数の回復に至らなかったため、年間での利用者が前年度と比較しまして約40%の減となりました。

また、温泉利用者の減少に伴いまして、レストラン並びに物販での売上げも減少したところでございまして、当期の純利益はマイナス3,250万3,000円となったところでございます。この下に利用者と当期純利益の令和5年度から3年間にわたる推移を示した表を載せております。一番右端が令和7年度の数値でございますが、温泉の利用者数は令和7年度、7万2,045人、売上高は1億59万7,000円、売上総利益は4,702万5,000円、そして、当期純利益はマイナス3,250万3,000円となっております。その下の表では、株式の保有状況を示しております。米子市は、現在、持ち株数550株、そして、持ち株比率46.45%となっており、これは令和6年度、昨年度と同じ比率となっております。

次に、株式会社白鳳から示されました今後の取組方針についてでございます。主にここに載せてます3点示されました。まず、入浴利用者数の回復及び増加に向けた対策の強化。次に、宴会や団体利用及び地域連携事業の強化。そして、安心・安全を最優先とした施設運営の継続。これらが取組方針となっております。

3番目、民営化に向けた協議状況についてでございますが、まず、この淀江ゆめ温泉の温泉館が運営されたこの経緯について、簡単に説明をさせていただきます。平成6年6月に旧淀江町など5者が発起人となりまして株式会社白鳳を設立し、平成7年4月に物産館白鳳の里が開館いたしました。この物産館は、現在の淀江ゆめ温泉に隣接しております施設のことです。そして、白鳳の発案によりまして温浴事業を開始するため、温泉の泉源の掘削が始まりました。しかし、当時、白鳳の資金難によりまして、旧淀江町が温泉館の建物を設置いたしました。このため、土地、建物は米子市、泉源は株式会社白鳳、それぞれが所有する形となっております。旧淀江町との賃貸借契約によりまして平成12年8月にこの温泉が開館し、その後、一貫して白鳳のほうで管理運営を行っている状況です。その後、指定管理者制度が始まりましたので、平成18年度からは指定管理者制度を適用しております。ただ、こちらの施設につきましては、入浴料やレストラン、物販などの売上げ、これら全ては指定管理者の収入とする利用料金制度というものを適用しておりますので、市からの指定管理料は無料となっております。そして、第2株主である民間団体のほうから、より民間主体の経営体制への移行についての申出がございました。このため、令和6年6月から市が介入しない経営体制に改めまして、現在に至っているところでございます。

最後になりますが、民営化に向けた今後の方針についてでございます。まず、温浴事業は本来民業として運営されるべき施設であり、市内にも民業として成り立っている温泉施設があることから、淀江ゆめ温泉だけに公費を投じ続けることは適当ではないというふうに市としては考えております。このため、現行の指定管理期間中、令和13年3月末までになりますが、この期間中に施設の譲渡を見据えた民営化の実現を目指すことを基本方針としております。以上のことから、現在源泉を所有しております株式会社白鳳を優先交渉

相手としまして、諸条件等について協議を行っているところです。

説明は以上となります。

○森田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

松田委員。

○松田委員 まずこの報告なんですけど、意味合いとすれば、地方自治法の243条だったと思うんですけど、その中では2分の1を超える出資の場合は絶対しないといけないけど、白鳳の場合は違いますよね。だけど、過去に補助金を入れたりしておりますし、50%に近い出資割合とかありますし、市民の財産を守るためにしっかり議会に報告をして、チェックをして、それが趣旨なのかなと思うんですけど、意味合いはそういう形でいいですかね。違ったら指摘いただければと思うんですけど。

○森田委員長 堀口淀江支所次長。

○堀口次長兼淀江振興課長 先ほど松田委員のほうから御指摘いただきましたように、地方自治法上では、50%以上自治体が出資している場合は議会への報告というものが義務づけられております。そういう意味でいきますと、株式会社白鳳に対しましては50%以下ですので義務はございません。ただ、過去の経緯を振り返ってみますと、令和2年度、ちょうど新型コロナで利用者が減少になった時期がございました。このときに減収補填をした経緯がございまして、その次、委員会でも議論をさせていただいた中で、今後施設の在り方を検討するに当たり、株式会社白鳳の経営状況の報告も必要じゃないかという議論になりましたので、それ以降、毎年報告をさせていただいているところでございます。以上です。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 ありがとうございます。経営状況を見させていただいて……。

○森田委員長 ちょっと待ってください。

どうぞ、松田委員。

○松田委員 続けます。3か月間休業ということがあったんで、売上げのほうは大幅に減少して、最終的に当期純利益も3,200万円の赤字ということです。これ、営業利益はどのような状況で推移してるんですかね。

○森田委員長 斉藤淀江振興課担当課長補佐。

○斉藤淀江振興課振興担当課長補佐 営業利益についてお答えをいたします。令和7年度の営業利益なんですが、売上総利益というところで4,702万円となっております。以上です。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 営業利益です。

○森田委員長 斉藤淀江振興課担当課長補佐。

○斉藤淀江振興課振興担当課長補佐 失礼しました。修正をいたします。営業利益ですが、マイナス3,287万円でございます。失礼しました。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 やっぱり営業利益も3,200万円ということで、純資産なんかはどんな形になってるんですかね。純資産。

○森田委員長 斉藤淀江振興課担当課長補佐。

○斉藤淀江振興課振興担当課長補佐 純資産はマイナスの1,439万円でございます。
以上です。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 いわゆる債務超過という状況になって、2期連続赤字になって債務超過がなくなってしまったということになると、この経営状況を見ると、大変心配だなんて皆さんも思うと思うんです。じゃあ、これどうするかっていうと、継続が本当に大丈夫かなってかなり結構心配なんですけど、今改善に向けて今後の取組ということでされてますけど、市としてはどのように今関与をされてるんですか。というのが、完全に役員、副市長が代表だったと思いますけど抜けられて、その後にレジオネラの事故が発生してしまって、こういう状況になってしまってるんですけど、そうすると、本当にこの白鳳の経営状況、任せっ放しで大丈夫なんですかって思ってしまうんですけど、米子市としては、今後というか今、どういうふうに、特に事故発生後、関わってチェックされてるんでしょうか。

○森田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 白鳳についてでございますけれども、コロナ禍で一時的に市が経営に関わることがありまして、その際に不採算事業の整理などにより事業のスリム化を図り、令和4年、5年は黒字化に転じたという実態がございます。その状況下で、先ほど申しましたとおり、第2株主のほうから、経営を民間のノウハウを生かした経営でやっていきたいという申出があったので、そのところ任せていると。これは、市が経営に介入しない体制に改めたというところでありまして、運営に関しましては白鳳の経営判断に基づいて行われているものという認識が基本の考え方でございます。また、市内にも温浴事業が民業として成り立っていることから、特定の業者のみを支援することは適切でないと考えていることは議会でも答弁させていただいたところでございます。淀江ゆめ温泉は、現在は公の施設という位置づけでありまして、白鳳には固定資産税の支払いはなく、指定管理施設として白鳳に対しては施設使用料も求めていない状況、さらに、大規模修繕は市が負担するという状況下におきまして、さらなる公的支援を投入するということは民業圧迫になるということで、考えていないという状況ではございます。ただ、やはり市の施設であり、温浴施設としての運営をしていただいているということもございますし、利用者の方の安全を第一に考えなきゃならないということもございます。やはりその辺りをしっかりと把握しながら、グリップしながら経営状況を見守っていくという必要があるというふうには考えているところでございます。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 3,200万円の赤字ということなんですけど、今後この黒字化っていうのは現実的だという判断で市のほうは考えておられるんですかね。

○森田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 指定管理選定の際にも説明はさせていただいたところではございますけれども、新しく収入を得るための手法について、会社側としましても検討を行っている。これは、具体的に申しますと、インバウンドの客の取り込みであったりとか、あとは、全国からわたる旅行者の受入れというような形で、いわゆる自主事業の部分での受入れっていう形で収入の改善を図るというふうなことが示されており、実際そのようなこと

で収入が上がってきてるという報告は受けております。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 もうちょっと。過去に養殖事業ということがあったと思います。その事業は、今現在はどういう状況で、売上げが令和7年度はどの程度あったんですか。してればね。

○森田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 養殖事業につきましては、株式会社白鳳が行っているものではなく、場所貸しということになりますので、その場所貸しの収入が得られているということになります。ですので、養殖事業でどれぐらいの収益がっていうことは不明でございます。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 すみません、失礼しました。分かりました。

今年度、私の認識だと800万円程度、露天風呂でしたかね、改修をするような予定でということですけど、そのような予定ですか。ちょっと確認。

○森田委員長 堀口淀江支所次長。

○堀口次長兼淀江振興課長 御指摘のとおりでございます。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 やっぱりそうすると心配なのが、これから予算をかけていく中で、この決算状況を見て、私の、議員の立場としてはいいですよって大変難しいんですね。それなりの改善の計画とかがきっちり決まって、市としてもこの債務超過も解消できて、黒字化になって、いずれ指定管理料を払ってないけど修繕費を払わない状況でもちゃんと事業が回って、民営化に進めていくってことがいけるんだらうなっていう判断で今動いとられるってことなんですかね。

○森田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 委員の言われるとおり、民営化に向かっていくために必要な手だてというところがやはりポイントになるとは思っております。今回の施設修繕につきましては、施設のところからの外風呂っていうんですかね、露天風呂のところの改修ということになりますので、これ自体は、その場所を使って温浴事業を継続していくということがあれば必ず必要になってくるものだというふうに認識しております。また、今現在の白鳳のところに関しましても、漏水の部分があったりすれば、その分だけ経費がかかるというところもありますので、両方の側面からも必要な事業として修繕費をかけていきたいというふうには考えているところです。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 負債も多分大幅に膨らんで、債務超過になってしまって大変心配だと思うんですね。そうすると、今の段階でこの報告出されて、何か手放しでスルーできるような形ではないんで、例えば、一過性で3か月間休業になった、やっぱこれは一時的な要因であった、それで今期のところはお客様も戻ってきて、収益も上がるような状況になってますよっていうことであれば若干安心できるのかなと思うんで、例えば、年に1回今報告いただけてますけど、この上期が終わったところで経営状況を報告いただけないかなと思いますけど、御検討いただけませんかね。

○森田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 月例の報告につきまして、白鳳側と相談しながら、こういった数字で

推移しているのかっていうところを皆さんにお示しできればというふうに思います。

○森田委員長 松田委員。

○松田委員 ぜひお願いしたいですし、委員長のほうにも、ちょっとこういう状況なんで、やっぱり上期が終わったところで1回数字を。本当にまだいけるかなっていう安心がなかなかできない中でまた令和8年の予算で投資をする、予算をかけてするっていうのが本当にいいんだろうかっていうところがちょっと悩ましいかなと思うんで。ぜひその辺り、この9月が終わったところで報告をして、一過性のものであった、上期見てみると黒字化になっている、そのような形を判断できるような機会を委員会でぜひ設けていただければと思いますので、お願いしておきます。以上です。

○森田委員長 ほかにありますでしょうか。

大下委員。

○大下委員 先ほど松田委員もおっしゃったんだけど、やっぱり債務超過に陥っている中で、自分が一番危惧するのは、今、特に中東の情勢によって油の価格が高騰している状態ですよね。それで、特にゆめ温泉の場合は、ラピスパと違って温度が元が低い状態で、加熱しないといけない状態、ってなると、ますます経営に圧迫してるんじゃないかっていうのもありますし。4月1日からでしたっけ、100円上げられて、それで本当に補っておられるのか、黒字化に向けてそれで十分なのかとかっていうのも確認させていただきたいんで、松田委員の答弁と重複しますが、やっぱり報告をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ほかにございますでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後0時13分 再開

○森田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

初めに、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

閉会中に継続して審査をする必要がある場合、会議規則第76条の規定により、あらかじめ議長に申し出る必要があります。資料に記載しております事項について、閉会中の継続審査を申し出たいと思います。この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。

では、このとおり申出を行います。

次に、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

どのように選出しましょうか。我こそは……。

〔「一任」と渡辺委員〕

○森田委員長 では、委員長指名とさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○森田委員長 それでは、加藤委員及び松田委員を指名させていただきます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長 それでは、広報広聴委員会の委員には、松田委員及び加藤委員を選出いたします。

次に、委員派遣についてを議題といたします。

まず、実施の可否について確認をいたします。

委員の皆様、御意見がありますでしょうか。

それでは、行政視察につきましては実施するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長 では、実施することといたします。

次に、実施の時期については、10月21日水曜日から10月23日金曜日の3日間、または11月4日水曜日から6日金曜日の3日間で実施したいと考えておりますが、委員の皆様、御意見がありますでしょうか。

特にないようでしたら、議長が11月4日、5日が公務があるということですので、10月21日水曜日から10月23日金曜日の3日間にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

視察先及び調査項目につきましては、8月の閉会中の委員会で協議したいと思いますが、各委員は希望の視察先と調査項目を8月7日金曜日の正午までに、ちょっと時間がなくて申し訳ないんですけども、8月7日正午までに希望の視察先と調査項目を事務局までメールで御提出をお願いしたいと思います。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

午後0時16分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 森 田 悟 史